

令和3年6月1日

薬物クリーンかながわ推進会議  
会 員 各 位

薬物クリーンかながわ推進会議  
会 長 鵜 飼 典 男



令和3年度「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施について（依頼）

本推進会議の事業の推進にあたり、日頃から御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、標記運動の実施につきましても、毎年、御協力をいただいているところですが、今年度も本推進会議が実施主体となり、令和3年6月20日（日）から同年7月19日（月）までの1か月間を運動期間として、別添実施要領により実施いたします。

つきましては、各会員におかれましても、本運動の実施にあたり御協力をいただき、団体、職域及び地域において積極的に推進くださいますようお願いいたします。

併せて、県民への周知等のためのポスター等を同封いたしますので、ポスター掲示やリーフレット配架、広報誌等による啓発宣伝を実施した場合は、その実施結果について、別紙報告書により令和3年8月13日（金）までに下記事務局あて御報告くださいますようお願いいたします。

事務局

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

献血・薬物対策グループ 田中

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電 話：045-210-4972

ファクシミリ：045-201-9025

電子メール：yakutai.68@pref.kanagawa.lg.jp





## 令和3年度「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施要領

薬物クリーンかながわ推進会議

### 1 目的

本要領は、厚生労働省が提唱する、令和3年度「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動の実施にあたり必要な事項を定め、本運動の円滑な実施を図ることを目的とする。

### 2 実施期間

6. 26 国際麻薬乱用撲滅デーを含む、令和3年6月20日（日）から同年7月19日（月）までの1か月間とする。

なお、「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動は、上記の期間を重点とし、同年11月30日（火）までとする。

### 3 実施主体

本運動の実施主体は、薬物クリーンかながわ推進会議（事務局：神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課）とする。

なお、同会議の会員（以下「会員」という。）は、それぞれの所属機関・団体等に対し本運動への協力等について依頼する。

### 4 実施内容

#### (1) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

会員、県民等へ本運動の趣旨の周知・理解と協力を次により呼びかけるものとする。

##### ア ポスターの掲示等

関係機関・団体、地域ボランティアの協力を得て、ポスター等を掲示すること

##### イ 広報機関等による啓発宣伝

広報機関等を活用し、本運動の周知と趣旨の徹底を図る。

#### (2) 「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動

##### ア 募金活動の種類

##### ① 店頭募金

会員の協力を得て、店頭等に募金箱を設置して実施する募金活動

##### ② 職域募金

官公庁を始めとするあらゆる職域組織を対象に実施する募金活動

### ③ 篤志家募金

篤志としての意思を表明し、篤志としてふさわしいと判断される団体又は個人を対象に実施する募金活動

#### イ 募金の振込み

募金運動への参画会員等は、運動期間終了後、募金のとりまとめを行い、令和3年11月30日（火）までに専用振込用紙を用いて（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センターの募金専用口座へ振り込む。

なお、当該専用口座へ振り込んだ場合は、（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センターが作成する「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金報告書に団体名、募金額等が掲載されます。

（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター 募金専用口座

口座番号 郵便局 00140-8-612164

加入者名 「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金

（専用振込用紙による振込は手数料無料）

## 5 実施報告等

### （1）諸手続等

本運動の実施に関する必要な手続きについては、薬物クリーンかながわ推進会議又は本運動への参画会員が行うものとする。

### （2）報告

ポスター掲示やリーフレット配架、広報誌等による啓発宣伝を行った場合は、その実施結果について別紙報告書により、令和3年8月13日（金）までに事務局に報告する。

## 6 その他

本運動の実施にあたっては、神奈川県薬物乱用対策推進本部と密接な連携をとり実施する。

送付先

〒231-8588 (郵便番号だけで届きます)

薬物クリーンかながわ推進会議事務局

(神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課 献血・薬物対策グループ) 行

FAX 045-201-9025 (表紙なしで8月13日(金)までに送信してください)

メール yakutai.68@pref.kanagawa.lg.jp

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施報告書

団体名 \_\_\_\_\_

啓発方法	ポスター掲示	その他	等
具体的 活動内容	(例) ポスター掲示 _____ 箇所		
その他			



令和3年6月1日

薬物クリーンかながわ推進会議  
会 員 各 位

薬物クリーンかながわ推進会議

会 長 鵜 飼 典 男



「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動への協力について（依頼）

薬物乱用防止対策の推進につきましては、日頃から御協力いただき感謝申し上げます。

令和3年度の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施にあわせ、昨年度に引き続き、（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センターから「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動の協力依頼がありました。本募金は開発途上国等の薬物乱用防止活動に従事する民間団体を支援するほか、国内での啓発運動にも役立てております。

またこの募金は、本推進会議が街頭キャンペーン等で用いる啓発資材の確保等にも関係しています。つきましては、この募金運動の趣旨を御理解いただき、店頭等での募金箱の設置、職域募金等に何卒御協力くださいますようお願いいたします。

募金については、誠にお手数ですが、令和3年11月30日（火）までに、同封した普及運動啓発資材中の郵便振替用紙（手数料無料）にて、お振込みくださるようお願いいたします。なお、振込用紙が不足した場合等は、事務局までお知らせください。

○ 振込先 郵便振替口座番号：00140-8-612164  
名義人：「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金

事務局

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

献血・薬物対策グループ 田中

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電 話：045-210-4972

ファクシミリ：045-201-9025





麻覚総発 第 8 号  
令和 3 年 5 月 20 日

都道府県知事 殿

公益財団法人  
麻薬・覚せい剤乱用防止センター  
理事長 藤野 彰一



2021年度「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動への  
ご協力のお願について

平素から当センターの事業活動につきましては、格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本募金運動は、厚生労働省及び都道府県と共催で実施している「ダメ。ゼッタイ。」普及運動期間中を集中募金期間と位置付け、官民一体となって薬物乱用防止活動の推進を図ることを目的として実施しております。本年度は、各地域における新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、特段のご配慮とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、募金セット等の運動資材をお送りいたしますので、貴管下における募金活動の実施について特段のご配慮とご協力を賜れば幸甚に存じます。

また、貴管下の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実行委員会等の関係団体に対し、本運動へのご協力につきご示達賜りますようご配慮方よろしくお願い申し上げます。

なお、募金につきましては、募金セットに同封の振込用紙にて 11 月末日までにお振込み下さいますようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 国連支援募金運動実施要綱

担当連絡先 倉田 03-5544-8436  
[kurata@dapc.or.jp](mailto:kurata@dapc.or.jp)





「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動

実 施 要 綱

公益財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター

## 第1条 名 称

「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金運動

## 第2条 目 的

本募金運動は、1993年からスタートした「ダメ。ゼッタイ。」普及運動と連携して、国際連合の薬物乱用防止活動を支援し、国内外における薬物乱用防止運動の促進を図るため、善意の拠金を募り、国際連合（国連薬物犯罪事務所）を通じて、開発途上国で薬物乱用防止活動に従事している団体を援助するほか、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動都道府県実行委員会に配分をし、薬物乱用のない21世紀の地球環境づくりに資することを目的とする。

## 第3条 実施期間及び重点募金活動期間

募金運動は、年間を通じて行うこととする。

厚生労働省等の主催により実施される「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施期間を「重点募金活動期間」とし、キャンペーン活動と連携して街頭募金活動を重点的に実施することとする。

## 第4条 実施機関

主 催 公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター  
後援及び協賛 別紙1に掲げる省庁・団体等

## 第5条 募金活動の種類

### (1) 街頭募金活動

① 6・26ヤング街頭キャンペーンに参加するボランティアの協力を得て実施する募金活動

② 地域団体キャンペーンに参加している団体の協力を得て、店頭等に募金箱を設置して実施する募金活動

### (2) 職域募金活動

官公庁を始めとするあらゆる職域組織を対象に実施する募金活動

### (3) 篤志家募金活動

篤志としての意志を表明し、篤志として相応しいと判断される団体（ライオンクラブ、ロータークラブ、ソフチミスト）又は個人を対象に実施する募金活動

## 第6条 募金活動の連携

### (1) 実行委員会等との連携

① 募金活動のうち主として街頭募金活動については、各都道府県ごとに設置する「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実行委員会又はこれと同等の組織（以下「実行委員会」という。）と連携して行う。

② 実行委員会は、街頭募金活動の信頼を維持するため、キャンペーンにおける募金活動に関して、募金活動に必要な準備から募金の回収、振込み、報告に至るまでを担当する

③ 実行委員会は、街頭募金実績を公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター（以下「センター」という。）に報告する。

(2) センターは、各都道府県の実行委員会が募金活動を円滑に実施することができるために必要な資材を作成、配布する。

(3) 職域募金及び篤志家募金は、センターが行うほか、実行委員会に委ねることができる。

## 第7条 募金の使途

募金の浄財は、薬物乱用防止活動の促進のための配分及び募金活動の実施に必要な経費に充当する。

(1) 薬物乱用防止活動の促進のための配分

① 新国連薬物乱用根絶宣言支援のための配分

新国連薬物乱用根絶宣言を支援するため、国際連合（薬物犯罪事務所）が行う途上国の民間団体（NGO）による薬物乱用防止啓発プロジェクトへの資金援助の財源として、国際連合に寄付する。

国際連合への寄付の額は、原則として募金額の50%以上とし、第8条の適正化委員会の議を経て決定するものとする。

国際連合への寄付に当たっては、薬物犯罪事務所事務局長との間に寄付金の使途等に関する協定を締結するものとする。

② 国内の薬物乱用防止活動促進のための配分

第2条の目的を達成するため、第6条（1）①の実行委員会に対して、薬物乱用防止啓発活動の財源として配分金を交付する。

配分金の額は、実行委員会ごとに、送金された募金額を基準に配分するものとし、20%程度を基準として適正化委員会の議を経て年度ごとに決定する割合を乗じたものに相当する額とする。

配分金を受領した実行委員会は、配分金を受けた日の属する年度の翌年度の終了後2か月以内に配分金の使途に関する報告を行わなければならない。

(2) 募金活動の実施に必要な経費

センターは、募金活動を行うために必要な募金箱等の資材の作成、送付、送金手数料の負担その他の経費を募金額から支弁するものとする。

(3) その他

(1) 及び (2) による募金額の充当の後、余剰金がある場合には、適正化委員会の議を経て、翌年度における特別の関連事業への充当又は翌年度以降の国連への寄付金に充当すべき基金として繰り越すものとする。

### 第8条 募金活動への協力要請、広報等

(1) 企業、団体等に対して、募金活動への協賛を呼び掛けるとともに、募金活動に必要な啓発資材等の提供を要請する

(2) 広く募金活動への参加を呼びかけるため、マスメディアの協力を得て広報活動を展開する。

### 第9条 事業の透明性の確保

(1) 募金の状況、使途、国連の援助状況等について、毎年公表する。

(2) 適正化委員会の設置

本事業の運営の適正化及び事業の透明性を確保するため、理事長の諮問機関として、「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金事業適正化委員会（本実施要項において「適正化委員会」という。）を設置する。

適正化委員会においては、この要綱に定めるもののほか翌年度以降の事業の計画について審議するものとする。

適正化委員会は、第4条の協賛又は後援に掲げるものの代表10名以内で構成するものとする。

(3) 経理の明確化を図るため、センターの中に募金特別会計を設ける。

### 第10条 その他

本実施要綱が本運動の適正な運用に支障を来す場合は、適正化委員会の審議を経て実施要綱を変更することができる。

附則 この実施要綱は、2020年4月1日から実施する。

別紙1

後援

厚生労働省、総務省、法務省、最高検察庁、外務省  
文部科学省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、都道府県

協賛

国際連合（薬物犯罪事務所）  
海上保安協会、ガールスカウト日本連盟、  
国際フレイトフォワードーズ協会  
全国高等学校PTA連合会、全国子ども会連合会、全国社会福祉協議会、  
全国少年警察ボランティア協会、全国人権擁護委員連合会、  
全国生活衛生同業組合中央会、全国配置薬協会、全国防犯協会連合会、  
全国保護司連盟、全日本医薬品登録販売者協会、日工組社会安全研究財団、  
日本医師会、日本一般用医薬品連合会、日本医薬品卸売業連合会、  
日本医療機器産業連合会、日本学校歯科医会、日本学校保健会、  
日本カラオケボックス協会連合会、日本勤労青少年団体協議会、日本化粧品工業連合会、  
日本更生保護女性連盟、日本歯科医師会、日本新聞協会、日本自動車整備振興会連合会、  
日本相撲協会、日本青年会議所、日本製薬団体連合会、日本塗料商業組合、  
日本PTA全国協議会、日本BBS連盟、日本プロサッカーリーグ、NHK、  
日本民営鉄道協会、日本民間放送連盟、日本野球機構、日本薬剤師会、日本YMCA同盟  
ボーイスカウト日本連盟、ライオンズクラブ国際協会330～337複合地区ガバナー協議会